

会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第 1 1 回自治基本条例づくり検討会議																		
日 時	平成 1 9 年 4 月 2 3 日 (月) 1 9 時 0 0 分 ~ 2 0 時 5 2 分																		
場 所	上富良野町役場 審議室																		
出席者	<p>検討会議委員：出席 6 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">出欠</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">出欠</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡 本 康 裕</td> <td></td> <td>大 内 和 行</td> <td></td> <td>板 垣 貴 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 辺 雄 介</td> <td></td> <td>瀬 川 英 樹</td> <td></td> <td>大 石 理 香 子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>町自治基本条例研究プロジェクト：中田座長(議会事務局長)、田中副座長(収納対策担当主幹)</p> <p>町民生活課自治推進班：北越主幹、谷口主査</p> <p>事務局：行財政改革担当 新井主幹</p>	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡 本 康 裕		大 内 和 行		板 垣 貴 子		渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子	
氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠														
岡 本 康 裕		大 内 和 行		板 垣 貴 子															
渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子															
内 容	<p>事務局：前回意見のあった事項をまとめた資料を参考として配布する。</p> <p>あいさつ</p> <p>岡本代表：本日は、第10条の議会の役割と責務から第23条の行政サービスの提供までとしたい。前回の議事録で「協働」を「協働」に訂正いただき、他に何かあれば意見いただきたい。</p> <p>議題 1 自治基本条例の内容(その 2)の検討について 【第 4 章 議会の役割と責務(第10条～第12条)】</p> <p>岡本代表：プロジェクト員の方から説明を受けながら、内容に対する意見を出していただきたい。</p> <p>議員の役割と責務(第10条)をプロジェクトの中田座長より説明。議事機関は条例規則を決めていく機関、監視機関は町がやっている業務の監視を行う機関で、それぞれの役割と責務について規定している。</p> <p>町長の責務と議員の責務には「この条例を遵守し」と表現あるが、議会に関して使われていないが。</p> <p>事務局： 議会は個人ではなく組織としての役割と責務を定めていて、町長や議員は個人としての責務として「条例遵守」を取り入れている。</p> <p>第 4 章全体として、基本的に議員に新たな責務的なことを設けることが必要なのかと思う。町長にも及ぶことだが、町民から選ばれた人たち(公選)に足かせずる内容はおかしいと思う。これがなければまちづくり条例になるのでこれが入っていると思うが、もっと条文を短くしても良いと思う。議会の責務と役割と運営で一つ、議員の責務で一つにして、その中で文言を削っていけば良いと思う。条</p>																		

文内容は当り前のことで、このことをやっていない議員はいないことが前提であり、公正で民主的な町政運営を監視していなければ、議会はいらないことになるのではないかと。

監視機関の責務を果たすために、住民への説明責任が果たされているかどうか。あえて条例に入れなくても、当然なことなので、努められるといった気持ちでの意見として思う。

「努めます」という努力義務になっているが、罰則規定などはないので設けることができるのか。

事務局：（罰則規定は）設けることはできるが、町民参加のまちづくりに関する条例であり、色々な参加手法があるので、罰則規定を設けることはかなり難しいと思う。

議会に関して、理念や理想も含めて、もっと詳しく述べることも良いと思う。

議会が基本的に本来行うべきことを前提に、条文は短く簡素にしても良いと思う。

ニセコ町の条例は1行で表現されている。

表現の方法はあると思うが、プロジェクト案は短くしてあると思う。

事務局： 議会に関することは難しいと思う。分かりやすい解釈に答えられるよう基本的な項目を取り入れている。この条例の基本は全ての町民を対象にとらえており、条例の構成としても「責務と権利」の基本要素を、それぞれの条項に取り入れてきている。また、条文も読む側からも分かりやすいよう、「努めます」などの「口語体」を用いた。

町の代表の人が、そこまで書かなければ分からないというのはどうかと思う。

事務局： まちづくりに関わる全ての人(町民・町長・職員・議員)に関して、この条例では権利、任務、責務で構成している。議員の役割と責務(第4章)は、当たり前のご意見のようにいないという考えもあるが、条例全体の構成としても、議員にも責務が有し、議会の責務も果たされることも含め規定している。

議員に関しての語尾は、「努めます」とか、「努力します」でいいと思う。

議員の責務(第12条第2項)で「町民に明らかにするように努めます」は、具体的な手法で行われれば良いが、課題と思う。

議会の運営(第11条)では、「説明します」と言い切らなくても、「遂行します」とか、「遂行するように努力します」と、既に議員が努力していると思う表現をしても良いと思う。

議会の機能が本来的に出来るまで、条例に載せるべきと思う。5年後の見直し時に判断し、必要がないとなれば削除することでも良いのではないかと。

事務局： 第10条、第11条、第12条の「します」「努めます」の使い方として、議員として守るべきことは断定的な表現としている。第12条第1項では、「条例を遵守し」と書いているため、最後に「遂行するように努めます」となると、この条例は何だったのとなるので「します」と表現している。また、第2項のように自

己研鑽して自分も勉強して頑張ってもらいたい項目は「努めます」とし、第10条は、当たり前なことなので「します」といったように、条文に応じて使い分けをしている。

第4章は大切な条項だが、議会という相手もあり、議員の主体性に任せてもいいのでないか。

議会に関する基本的な事項として、明文化すべきと思う。

町民や町長に責務が言われていることから、条例のバランスとしても議会には基本的な条項は課すべきと思う。この辺がなければ、ただ町民だけにかかる条例になってしまわないか。

議員は結果として、私たち町民が選んだ人であり、その選択に対する考え方や捉え方の整理が必要でないか。

議員から、座談会の開催などいって欲しかったらいいと思うし、町民もありがたいと思う。その様な働きかけもなどの声は聞こえていない。

議員からは、説明会などを開いているのに町民が集まらないという経験も聞く。一生懸命活動している議員から見れば、参加は少ないし、町民の関心はこんなものかと、捉えられるのでないか。

事務局： 議会(議員)から町民に投げかけるテーマを考えているようだ。以前開催された合併に関する町民説明会では、町民の参加が非常に少なく、どのような開催手法が良いか模索している。

議員には、地域の声を行政に反映させる役割があり、そのことがなされていないとすれば、厳しく規定することも良いと思う。

事務局： 今回の統一選挙で取り扱いがあったが、政策を町民に問いかけるマニフェストの時代となった。町民に政策を示して、そのことを実行していく責任の段階になったと思う。

町民から見て、顔の見える議員と見えない議員がいるので、マニフェストみたいながあれば分かりやすいと思う。

町民との接点づくり(話し合い)が大切と思うが、議員にはそれが上手な人とそうでない人が感じられ、人の違いは大きいと思う。

議会に関する条項はあって当然と思う。議員になった期間はしっかり活動するためにも明記すべき。条例の見直し時に条項の必要性を判断しても良いと思う。また、選択した町民にも責任があるので、積極的に聞いたりすることが大事であると思う。

事務局： まちづくり基本条例に、町と町民の関係、職員の役割のみを設け、議会に関することは、議会基本条例を制定している町もある。その栗山町の議長の説明では、普段活動していることを文書にただけで、特に変わったことはしていないとの話があった。

我々が選んだ議員なので、本来の活動を行ってもらうためにも、これくらいは書いた方が良いと思う。

議員への信頼を前提として、条文を簡素にすることもあると思う。

議会、議員の本来のあり方を再認識することも含めて、条項は明記すべきと思う。5年の見直しのときに、条文の必要性を検討していくこといいと思う。

具体的なことも含めもっと厳しく明記しても良いと思う。

【第5章】

事務局： この章は、町長の責務、職員の責務と町以外の組織の執行機関の責務に関する内容で、厳しく書いている。

第15条4号の公共サービスの役割分担で、行政が全て行うものではないことを町民の意識を変えていくことが必要と思う。

例として、恵庭市のガーデニングの取り組みでは、町民の取り組みに行政が関わり産業に結びついた話を聞いた。住民によるまちづくりが基本の例として良いと感じた。民が主体のまちづくりが望ましい。

上富良野の例として、農地と水の環境事業があるが、どちらかという、行政から地域に落とされたという感じを受ける。恵庭とは逆の取り組みになっていると感じる。

第16条の組織は、簡素で柔軟に対応することは必要だが、組織が頻繁に変わり、覚えた頃が変わるなど、逆に部署が分かりづらくなった感じを受ける。

事務局： 組織は「町民に分かりやすく」の条文を規定しているので、課が大きくなり町民の弊害を持たせている部分での組織のあり方も考えなければならない。

4月から、町民生活課に総合窓口が設けられ、町民の方が用を足せるようになったと聞く。

役場に行って分からなかったら案内してくれればいい。

事務局： 総合窓口では、相談を受け、関係部署の職員がそこに来て相談や手続きを行う対応をしている。

他の市町村では、ボランティアとか、町OBの方が案内している実態も聞く。

事務局： 町長の責務(第13条)に「遵守し」を入れているのは、町民と情報を共有することや、信頼される町政を推進していくことが、町長が替わっても遵守されることを、条例で守らなければならない基本的なルールとして条文化している。

職員の責務(第14条)は、あえて職員にはハードルが高い意味で3つを定めている。執行機関の責務に、公共サービスの提供については、信頼される町政に入れるか、町民参加に入れるか、プロジェクトでも議論を交わし、最終的に職員の責務に規定した。

本来の住民自治とは、身近な課題を自分が努力して解決する、出来なければ地域の人たちと力を合せて課題をクリアする、それでも出来なければ町からの公共サービスの提供を受けるのが基本と思う。長い歴史の中で少数や特定の要望に対し、町が行ってきた経緯もあり、本来町民の力を発揮した方が良かったのに町が行ってしまい、町民も当然のようになっているので、本来の姿に戻していくことになります。

例として、町が花を提供するならガーデニングしてやってもいいと思うのと、自分たちが花を用意して良い地域を造るのでは、結果として花壇が出来るのは

同じでも過程が全然違う。公共サービスの関係をどこに入れるかは、色んな観点があると思います。

町長の責務（第13条）の解説5で、「教育委員会や選挙管理委員会など」とあるが、他にどんなものがあるのか。

事務局： 農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会がある。

町民から見ると分からないので、「何々など」とせず、執行機関の説明は具体的にしたほうが良い。

第15条の各号をまとめて一文に整理したほうが見やすくなると思う。例えば、「中長期的視点に立って町民の満足度の向上を目標として、公平かつ公正で、透明性の確保に公共サービスの提供に努めます」とするとか。

抽象的な言葉を使っているので、これを一つにまとめると何を言っているのかわかりづらく、曖昧にならないか。もっと具体的なことが書いてあると捉えやすいと思う。

検討会議の答申には、会議で出された意見をどこまでの取扱いにするかは、条文を見直すべき意見は、条例策定に反映する意見として取扱いしてはどうか。

検討会議では、どちらかに結論を出すことではないと思う、先ほど議会に関して、書いた方がいいのと、あえて書かない方がいいとのふたつの意見が出ていた。

この条例づくりは、皆で話し合って意見をまとめているが、両論的な意見となれば行政側の判断に委ねることになり、ある程度自分たちが条例の内容を作っていくのであれば、この検討会議として結論を出しておかなければならないと思う。

この検討会議で決めたことが、全て条例に生かされるとは限らない。

色んな意見が出たことも書くべきで、それらも含めて行政側には、もう一度検討してもらうことも必要と思う。

事務局： 色んな意見があると事務局に委ねられる形になる。検討会議として、ここはこうあるべきと意見がまとまるのであれば、そのように整理されることが良いと思う。

検討会議としては、こうあるべきであるが、こんな意見もあったというようなまとめ方もあるのでないか。

事務局： 条文はこうしたほうが良いとか、まとめたほうが良いとかなどの意見に対して、その考え方を検討会としても整理必要と思うし、結論が出るのであればそのことをまとめられることも良いと思う。どうしても結論が出ないこともあると思うので、両方の意見を踏まえて、考えてほしいとあってもいいと思う。条文に、こんなことは必要がないのではないかとといったことは、大切なことであるので、検討会議としても合意が必要と思う。

執行機関の責務(第15条)は、まとめることが出来たらその方がよいと思う。

第6章 信頼される町政の推進

財産運営（第18条）に、財源を効率的に活用するとあるが、民間で出来ないか

ら行政が必要な部分をやっていくのが、行政の仕事であることと、かみ合わない気がする。財政的に効率よくやるというと、バツバツ切っていくことが出てこないか。

事務局： 行政が担うべきことは基本として、最小の経費で最大の効果を上げるよう、事業を実施する上で目的や目標を掲げている。

第20条の要望等に対する応答で、公表の仕方はどうなっているのか。

事務局： 広報等に掲載し、お知らせしている。

第21条の政策法務で、第3号の「訴訟に的確に対応する」という表現は、町民に向けてなのか、他に向けてなのかどうか。

事務局： 公平平等に、町民の権利を守ることに対応することを意味して規定している。行政が間違いを起こしたために行う訴訟ではなく、例えば税金を払わないから差し押さえ書に60日以内に提訴できる通知をしている。まじめに払っている納税者がいる中、それに文句あるなら提訴してくださいといったように、公平平等を守るための対応を想定している。

地方選挙で長崎市長が暴力団に殺された事件で、最近、暴力団が行政に対して入ってくることなどはどうか。

事務局： 町から訴訟を起こすことも含めて、公共の場を守るために行動することも必要と思う。

町の財政を広報に載せているが、どれだけ緊迫している状況なのか町民自体は分かっていない気がする。いろんなところで予算が削られていることなど、少し敏感になってもいいのではないかと思う（第18条第5項関係）

夕張の人たちも市にお金があるとか、無いとか、別に感じていなかったと思う。保育料が上がるとか、ごみが有料化になったときには感じたと思う。

第18条(財産運営)で、「町の財産の保有状況を明らかにし」とは、どんな内容の財産を明らかにしていくのか。

事務局： 全国で何箇所かで実施している自治体があり、民間の手法を取り入れて、町の財産である町有地や保有している建物をお金に換算し、保有している財産と借金がどのようなバランスになっているか検証するもので、町は1年のみの収支の考え方になっているが、もっとトータル的な考え方を持って財産を明らかにしていくことになると思う。

町の成長は、町税の負担感で分かってくるのではないかと思う。

事務局： 上富良野の税はほとんどが標準税率を用いているが、税率には制限税率や独自課税がある。

財政に関しては、何か数字で例えられないと、緊張感はないし、意見もない感じがする。

財政が厳しくなっていることは、広報や町長の挨拶などで聞くが、町民の中に厳しくなった感じがあるかどうか。わかりやすい例では、ごみ袋の料金があがったことはあるが。

保育料など、自分に関係することには実感があるが、それ以外はどうかと思う。

広報誌も、免許証更新など、自分に興味や関係ある箇所しか読まない。

情報の仕方に問題があるか、何かをするため数年前から情報を広報しなければ内容あっても感心がないと読まれないような状況で、情報の共有といているが進めていくことはかなり難しいことであると思う。

行政サービスの提供（第23条）の町民のニーズに的確かつ柔軟に対応すると書かれている表現では、町民は今までと同じように何でもやってくれると取れるので、町民に対しては厳格にする必要があると思う。

表現として「迅速かつ誠意」の表現も良いと思う。

この条項は、もっと厳しい表現でも良いと思う。

事務局： 表現は明確にし、強い文言も必要だと思う。

第22条の行政評価では、結果の公表だけではなく、経過の公表も必要と思う。

事務局： 評価の過程も共有することは必要と思う。経過についても公表するよう追加することは良いと思う。

町民参画の言葉に議員が入るのかどうか、その上で、行政評価への参加者として議員が入れるのか。

議員の立場もあるが、町民のイメージもある。

事務局： 行政側の評価と議会側の評価があり、議員の立場と町民の立場は違う考えなので、この行政評価にあっては、町民にも参画してもらって、評価が良いのか悪いのか、町の仕事が効率的に実施されているかどうか検証してもらおう。

岡本代表： 予定の条項まで進んだことからこれで会議を閉じたい。

次回は24条から30条までを予定したいので、意見をまとめてきていただきたい。

2 その他

次回会議 5月9日（水）午後7時00分、役場審議室

閉会 21時05分